



# はなみずき 法律事務所

Hanamizuki Law Offices

～2013年～  
新年のご挨拶

## 事務所概要

### ◎主な取扱分野

◎ご相談に際しては、まずは事前に電話にてご予約下さい。

- 民事 ■ 各種損害賠償請求、各種契約締結・交渉、契約書作成、借地・借家、不動産取引、労働問題、消費者問題(先物取引等)、交通事故、医療過誤、マンション問題(区分所有法等)、報道被害、名誉毀損
- 家事 ■ 離婚、相続・遺言、成年後見
- 会社 ■ 企業法務一般、顧問業務
- 倒産 ■ 破産、民事再生、債務整理(多重債務の処理)
- 刑事 ■ 通常刑事事件、少年事件
- 行政 ■ 出入国管理関係

### ◎所在地

〒105-0003 東京都港区西新橋2丁目18番1号 弁護士ビル2号館608号  
TEL:03-3434-8533 FA X03-3434-829 9

### ◎ホームページ

<http://tokyo-hanamizukilaw.jp/>

### ◎営業時間

月～金/AM 9:30～PM 6:00(祝祭日及び年末年始を除く)

### ◎地図



- 銀座線虎ノ門駅 出口1 徒歩5分
- 都営三田線内幸町駅 出口A3 徒歩6分
- JR新橋駅 烏森口 徒歩10分

## あけまして

## おめでとうございます。

## ご挨拶

今年、私ども「はなみずき法律事務所」は、設立5周年を迎えます。長引く不況、大震災・・・と日本が大きな不幸に見舞われるなかで、大過なく5年の節目を迎えることができますのも、私どもを支え、あるいは暖かく見守って下さった皆様のおかげです。心より感謝申し上げます。

さて、5年の月日を経て、この事務所の「カラー」と言えるものは定まってきたでしょうか。そして、それはどんなカラーでしょうか。

私たちは5人の弁護士の集まりです。それぞれジェネラリストとして幅広い案件を扱いながらも、得意分野は、不動産、企業法務、家事、倒産など、さまざまです。普段は独立して自らの案件にあたりながらも、いつでも気軽に相談しあい、場合によっては声を掛け合い複数体制で案件にあたることもできる、柔軟な体制を整えています。

このような私たちを、色(カラー)に例えるならば、「5人5色」を基本としながら、時にお互いが混ざり合いまた別の色にもなる。」

といったところでしょうか。

ですから、敢えて、「この事務所には決まったカラーがないのが強味です。」と申し上げたいと思います。

今年も、一人でも多くの皆様に「はなみずきさん」をお願いして良かった。」と思っていただけるよう精進して参りますので、ご指導、ご 撻のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 25 年 1 月 1 日

はなみずき法律事務所 所員一同



弁護士  
森 徹

## 選挙は続くよどこまでも！

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、震災から9ヶ月を経て迎えた新年でしたが、一年間「選挙」に明け暮れた年でした。

3月末に、会員約1600人を擁する弁護士会内の会派の事務総長職を終えましたが、ご存じのとおり日弁連会長選挙が史上初の3回戦までもつれ、連休前まで居残り組。皆様にも大変ご迷惑をおかけしました。

9月には、一票の較差の是正訴訟で6年ぶり7度目の最高裁大法廷弁論。驚いたことに、6年前の弁論で引用した新聞の社説が、そのまま今日まで通用。この6年間、何もして来なかった国会、それを許した最高裁にただ呆れるばかり。10月に判決が出ました

が、それでも「違憲」判決とはならず、違憲状態判決。しかし、衆参両院につき違憲状態判決を勝ち取ることができました。しかも、長年訴え続けてきた都道府県単位の配分の限界を最高裁も認めたことは、平成23年3月の衆院最高裁判決が一名別枠配分自体の違憲性を認めたことに続く快挙！大きな前進でした。

しかし、11月には突然の衆院解散。平成23年最高裁判決が指摘した一名別枠配分は改正されぬまま、違憲状態のまま選挙へ。

人口の多い選挙区に相応の議席が配分されず、人口の少ない選挙区に過剰に議席が配分されることは民主制の根幹に関わる由々しき事態。さらには是正を求め、今年も頑張ります！

新年早々堅い話で恐縮です。本年もどうか宜しくお願い致します。



弁護士  
北村 聡子

## 「共感力」

昨年8月に第二子(女の子)を出産し、今年の3月末まで育児をいただいております。案件の引継ぎにご理解をいただいた顧問先の皆様、ご依頼者の皆様に、改めて感謝申し上げます。

さて、3歳になったばかりの長男は、赤ちゃんなりのか、ここ最近何を言ってもイヤ！と反抗します。育児書によると、そんなときは頭ごなしに叱るのではなく、まずは「イヤだね。」と共感してあげることが大切なのだと言います。実践してみると、なるほど効果があります。

このような共感の大切さは、子どもに限らず、育児に奮闘中の自分自身についても感じます。授乳に伴う睡眠不足や肉体的苦痛についても、夫から「男だから分らない。」などと言われるのではなく、分らないなりに「大変だね。」と言ってもらえるだけで張り詰

ていた心の緊張が和らぎ、また頑張ろうという前向きな気持ちになれるのです。

このように、自分が経験したことのない立場や境遇に共感する力「共感力」は、弁護士の仕事においても大切です。多くの弁護士は、交通事故の被害に遭ったことも、遺産分割で調停を起されたことも、信頼していた知人との契約を破棄されたこともありません。それでも、そのような大変な状況にある依頼者の方のお話に真摯に耳を傾け、想像力を働かせ、そしてまずは共感する。この「共感力」こそが、依頼者の方と信頼関係を築きながら二人三脚で問題解決にあたるために、弁護士が最初に要求される重要な能力ではないかと改めて感じる今日この頃です。



弁護士  
後藤 啓

## 日帰り温泉

寒い季節になると、日帰り温泉によく行きます。私の気に入っている温泉は、日高市にある「サイボク天然温泉まほの湯」です。もともと豚肉の生産加工会社の直営店やレストランがあつたところで、ドライブのついでに泊りに寄つたところなのですが、それ以外の湯から温泉を併設するようになり、足繁く通うようになったのです。

温泉はナトリウム-塩化物泉、無色無臭で、源泉かけ流しの温泉です。浴室は広く、サウナや、露天風呂、各種の趣向を凝らしたお風呂があります。私は入ったことがありませんが、天然薬石ミネラル浴というものもあります。館内には、

広い休憩室や仮眠室、レストランなどもあります。私の家からは、車で1時間位かかります。私の家の近くにも、天然温泉があるのですが、つい「まほの湯」の方に足が向いています。

施設自体は、色々と工夫されていますが、他の施設と比べて特別に異なっている

わけではなく、泉質も正直なところ私にはよく分からないのですが、1時間もかけて、その温泉に行ってしまうのは、何より清潔で居心地が良いからだと思えます。館内のフローリングの床は、始終、スタッフが清掃していて、裸足歩いても気持ちよく、浴室内も、頻りにスタッフが出入りして、清掃や片付けなどをし、公衆浴場によく見かけるかどなどの汚れも見当たりません。この温泉のホームページを見ると、食品製造で培った衛生管理の手法を応用して徹底した衛生管理を施しているそうであるほど改めて感じました。

やはり、商売の秘訣は、清掃や衛生管理など、当たり前のことをきちんと実行することだと、考えさせられました。

私も、まずは、この肌周りの整理整頓から何とかしなければと反省している次第です。



弁護士  
石川 邦子

## アメリカでの国立公園巡り

昨年8月に、サンフランシスコの妹宅を拠点に妹や友人たちと、アメリカの西側の国立公園7カ所ほど観光してきました。

時空共に壮大なスケールだったのは、やはり、グランドキャニオンでした。

長径が460キロ、短径が2〜30キロ、深さが1200m。東京から米原あたりまで、はっきりと穴があいているかと思うと、その大きさが分かります。

一番上の地層は2億年前のもの、底のコロラド川流域の地層は20億年前のもの、上から下まで、18億年間の地層の様子を肉眼でみることが出来ます。

川まで下るトレイルはありますが、徒歩での下山はとてもできま

せん。ヘリコプターで川まで降りられるというので、降りて川下りしてみました。

赤茶色のコロラド川の急流が浸食して作った峡谷ですが、今は、川の両端にダム(ワーバードダムとグレンキャニオンダム)ができて、川の流れはゆつたりしています。川から、上を見上げ、18億年の間に作られた地層を眺めました。地質学をしていけば、面白くて帰れなくなってしまうでしょう。若いときに比べ、もう少し深く知ることができたと、残念でしたが、長い地球の営みの一端を実感できました。

私は、これほど壮観で、しかもとても短い人間の寿命をこれから全うする訳ですが、短い分、一日一日を大切にしたいと思つた旅になりました。



弁護士  
西岡 弘之

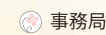
## 無人島

昨年は何と無人島が話題になりましたが、「無人島に一人で漂流しても、それなりに幸せに暮らせるような人間にならねえ。」というのがかつての私の抱負でした。もちろん無人島での快適な生活など望めませんが、「少しでも充実した生活」という趣旨で「それなりに」という言葉が入っているわけです。

この目標どりの人間にならねえかという自信がありませんが、私とどちらかというトプラス思考で、根拠のない自信でも支えられ、時折降りかかる洗滌にうちひしがれながらも、挫折や苦境を楽しむことのできる「イタリテ」を持ち合わせているような気がします。というわけで、「無人島での生活を楽しむ」は無理でも、せめて「社会の中での幸福を賞讃すること」はできるような気がしています。

ところで、冒頭の目標は、今では私の子育ての指針の一つとなっています。

無人島での孤独な生活において多少なりとも幸福感を味わえるようになるためには、柔軟な知恵、それなら、どのような過酷な環境においても楽しみを見つけることのできる好奇心や楽天的な気分、幾分脳天気な気質が必要だと思います。「規制緩和」、「自己責任」などといった大義名分の下で、恒常性を破壊され、連帯性は奪取されてしまった殺伐とした社会を生きていくこと、いつ荒波に渡われ無人島に孤立させられるかわからない航海を続けるようなものです。我が子の人生の出帆に向けては、いつ磨れるかわからない価値観を支えられた学歴や資格などといった防身はけがなく、無人島でも通用するような普遍的な知性、そして、どのような逆境であっても自分の人生を楽しむことのできる豊かな器量を身につけてほしいというのが親としての切実な思いです。



事務局

## 丹沢(表尾根縦走)

11月初めは、紅葉見物にはまだ早かったです。昨今の登山ブームを象徴するかのよう、駅前のバス停は、臨時バスが出る程の大勢の人が並んでいました。カラフルなウェアを着た山ガールに混ざり、歩きやすさのみを追求した姿で、8時30分ヤブツ峠を出発。二ノ塔から三ノ塔山頂を経て途中行者岳では鎖場もあり、歩いていて飽きないコースです。塔ノ岳山頂では天気が良ければ富士山まで見えるらしいのですが、あいにく景色は厚い雲に覆われ、素晴らしい眺めとは言えず残念でした。ふもとの大倉に着いたのが4時近くで、時間も距離も歩き甲斐があり面白かったです。



事務局

## 水引アート

もう数年になりますが、水引を編んで作品を作る、中秀流水引アートの教室に通っています。水引とは、のし袋などに使われている飾り紐で、細い紙を撚ってこよりにし、海草と白土の混ぜ物に練漉し、天日で乾かし色を染めて作ります。近年、種類も色も増えていますが、製作に手間がかかるためか、水引をつくる職人も減り、値段も高騰しています。きっかけはなんとなくみていた旅番組です。すぐにネットで教室を探しました。飽きっぽく芸術センス0の私が、何故かはまっています。今では作品を家に置ききれず、こっそり事務所にも飾っています。新しい年が明ければかりですが、そろそろ来年の干支を編み始める予定です。



## —法律改正情報—

### 平成24年著作権法改正について

—違法ダウンロードは刑事罰の対象に!?—

平成24年6月20日に、著作権法が改正されました。改正の項目は、以下のとおりです。

- ①いわゆる『写り込み』（付随対象著作物の利用）等に係る規定の整備
  - ②国立国会図書館による図書館資料の自動公衆送信等に係る規定の整備
  - ③公文書等の管理に関する法律等に基づく利用に係る規定の整備
  - ④著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備
  - ⑤違法ダウンロードの刑事罰化に係る規定の整備
- この内、①については、例えば、子供の写真を撮ったところ、たまたま背景に飾ってあった絵画が小さく写り込んでいた場合のように、形式的には違法になりそうな行為についても、著作権侵害にならない場合があることを明確にするための規定を整備したものです。

②は国立国会図書館のデジタル・ネットワーク化を推進するための規定、③は公文書の利用・保存のために著作権を一部制限する規定です。

今回の改正で、一番注目を浴びているのは、⑤の「違法ダウンロードの刑事罰化」だと思います。従来、違法にアップロードされた映画や音楽を自分のパソコンにダウンロードする行為は、民事上の損害賠償責任を負われることはありましたが、刑事上の処罰の対象にはなりませんでしたが、今回の改正で、「私的使用

の目的をもって、有償著作物等の著作権等を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権を侵害する行為」は、「2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科」とされます（119条3項）。したがって、今後、海賊版の音楽等を安易にダウンロードする行為は刑事罰の対象となります。

もっとも、対象は「有償の著作物」ですから、無償のテレビ番組等は有料で配信されているものでない限り、刑事罰の対象になりません。また、「録音、録画」が対象なので、写真や漫画のダウンロードは対象になりませんし、録音録画をせずに音楽や映画を視聴するだけであれば刑事罰の対象になりません。さらに、「自動公衆送信」を利用する必要があるため、友人から送られたメールに添付された音楽をダウンロードしても刑事罰の対象にはなりません。

普段インターネットを利用しない方も、お子様が使っているかもしれません。そのため、文化庁では、子供向けのQ&Aも作っています。

その他、今回の改正では、④著作権等の技術的保護手段に係る規定の整備が行われ、DVDのコピーガード機能を外す装置やプログラムを製造、販売等する行為が刑事罰化されました。今回の改正について詳しく知りたい方は、当事務所までお尋ねください。

## メンバー's コラム



### 大連・旅順紀行

昨年6月に、弁護士会の会派の執行部の退任の打ち上げ旅行で、中国遼寧省の大連、旅順に行ってきました（もちろん、自費です）。

2泊3日程度の旅程のため、無理のない近場ということで旅先に選ばれましたが、二〇三高地や「満州」と呼ばれた地を、よきにつけ悪しきにつけ、一度は訪れてみたいと思っていたところ、機会を得ました。当時は、日中関係も小康状態の頃の渡航でした。

朝9時頃に成田を発ち正午に大連に着き、1日目は旧市街の見学に費やしました。中山広場に立ち並ぶ旧大連やマトホテルなどの建築物を見学し、往時をしのびました。ただ、晴天であるのに、どこも霞がかかったようで、アカシアの花が咲く美しい街並みを夢想したことは見事に裏切られました。ロシア街を巡り、老夫婦の住む旧市街中央に建つ古い高層アパートを訪問し、茶菓子やバナナなどで歓待を受け、1日目を終えました。

2日目は、旅順へ。旅順へ向かう道路沿いは、外資の工場、オフィスが林立し、その周辺には一体誰が住むのかと思うくらいの数の高層マンションが競うように建設ラッシュでした。

バスは1時間ほどで二〇三高地へ。今では、桜の樹が立ち並ぶその地は、当時の姿をまったく感じさせず、そこで我々も記念の植樹をしました。その後、白玉山へ。遠く靄にかすむ旅

順港の入口を眺め、「杉野はいずこ〜」の歌を親が唱っていたことを思い出し、広瀬中佐の最期を偲びました。

さて、写真は白玉山に行く途中に立ち寄った水師營の会見場です。ご存じのとおり、1905年日露戦争中の旅順軍港攻防戦の停戦条約が締結された地で、乃木大将とステッセリ中将が会見した場所です。

司馬遼太郎の「坂の上の雲」では乃木大将はお人好しで優柔不断、ステッセリは凡庸な官僚軍人として描かれていますが、激しい戦闘の後、二人の司令官がここで会い見え、その後、祖国で死刑を宣言されたステッセリを、乃木が減刑の助命運動を行ったという話を聞くにつけ、当時はまだ牧歌的な時代であったように感じました。

ただ、その後に訪れた東鶏冠山北堡壘を見ると、当時の兵隊はただ国のために死ぬべく生まれてきたのではないかと思えるほどでした。今、自分たちが当たり前語る「人権」という言葉が、ほんの百年前には、誰も想像することができない空虚な言葉であったように思えてなりませんでした。

この時代に生まれたことを感謝しつつ、翌日、帰途につきました。

（森 徹）